

平成19年8月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

宮城県 県民満足度調査

宮城県では、「行政活動の評価に関する条例」による評価への県民参加の一環として第6回県民満足度調査を実施し、この度、結果を公表しました。

県は、本年3月に県の優先施策を明らかにした「宮城の将来ビジョン」を策定しており、そのビジョンにおいては、県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」に沿って、33の取組を行うこととしています。

第6回の調査は、県の政策をこの33の取組の区分で整理して、県民の満足度及び優先事項を調査し、評価の重要な情報として活用するとともに政策等の企画立案などに反映するために実施したものです。このため、第5回までの調査結果との比較はできない内容となっています。

調査は、20歳以上の県民4000人に郵送方式で回答を求め、回収率は44.5パーセントでした。

http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/19mannzoku/dai6kai_mannzoku.htm

埼玉県 ゆとりとチャンスの埼玉プラン

埼玉県では、平成19年度から23年度を計画期間とする新たな5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を策定しており、それとともに18年度までの「あやの国5か年計画21」政策指標の達成状況を公表しています。

新たな5か年計画では、「埼玉安心戦略」と「分野別指標」で構成され、それぞれに数値目標として51の「戦略指標」及び46の「施策指標」を設定し、取組の成果を評価することとしています。

旧計画では、数値目標として40の政策指標を設けていたところ、うち県産農産物の県内消費割合等の14指標が18年度目標を達成し、一方、5指標については計画策定時の数値を下回っています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/B100/hyoukakekka/start.htm>

三重県 平成18年度目的評価表（実績）

三重県では、この度、平成18年度目的評価表（実績）を公表しました。この目的評価は、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に基づき、施策、基本事業、事務事業を整理し、それぞれについて目的に取組結果を照らして成果や課題が何かといった視点で評価しています。

農林水産業の関係では、安心を支える力強い農林水産業の振興との政策の下、安全で安心な農産物の安定的な提供等の7施策、消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給等の19基本事業、家畜衛生防疫事業等の231事務事業について公表しています。

<http://www.pref.mie.jp/GYOUSEI/plan/jimu06k/kousei.htm>

宮崎県 部局マニフェスト

宮崎県では、県の各部局長が「部局マニフェスト」を作成し、知事に提出しました。本年度は、本年6月策定の「新宮崎創造計画」を着実に推進し、新しい宮崎県作りを進めていくため、マニフェストの設定者を知事部局の8部長に加えて、会計管理者、企業局長、病院局長まで拡大しています。

例えば、農政水産部長は、「担い手作り」への対応、「みやざきブランドづくり」への対応、「産地づくり」への対応として、それぞれ認定農業者やブランド認証等の数値目標を掲げるとともに、「顕在化している新たな課題」への対応として、原油価格の高騰に伴う生産資材価格の上昇等への対応策を検討するとしています。

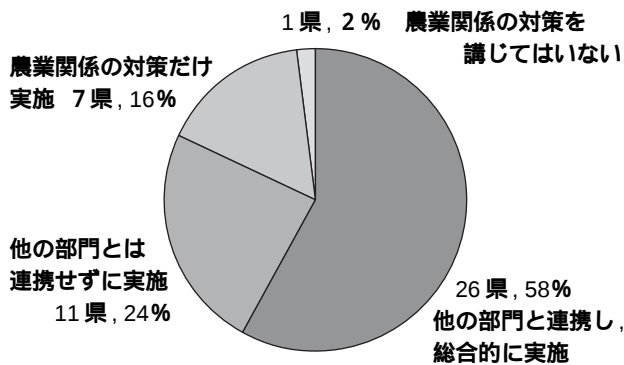
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyokei/manifesto/bulkyoku_manifesto_H19.htm

中山間地域の活性化に関するアンケート結果

当センターでは、平成19年3月、「都道府県における中山間地域の活性化に関するアンケート」を実施し、45都道府県（以下、単に「県」という。）から回答をいただいた。

1 中山間地域に対する農業関係対策の実施状況

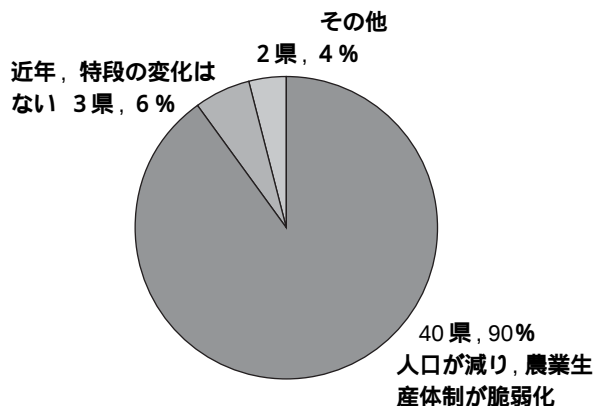
44県が農業関係の対策（畜産を含む。以下同じ。）を行っており、中山間地域では農業が大事な産業であることが実感される。なお、うち29県は、県独自の農業関係対策も講じている。



2 中山間地域の農業の現況

予想されたことではあったが、40県が「人口が減り、農業の生産体制が脆弱化」という答で、さらにうち29県が引き続き「現在の傾向が続く、ますます農業生産体制は脆弱化する」ということであった。

また「対応を誤ると一気に脆弱化が進む」とした県があったが、全ての県が心すべきことであろう。

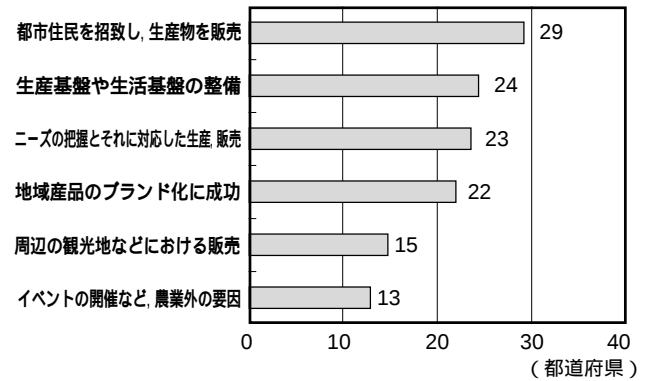


3 活性化に成功した市町村の特徴（複数回答）

活性化要因が一つだけという県はなく、逆に4県が表にある要因の全てという回答であった。

この結果から、中山間地域の活性化のためには、

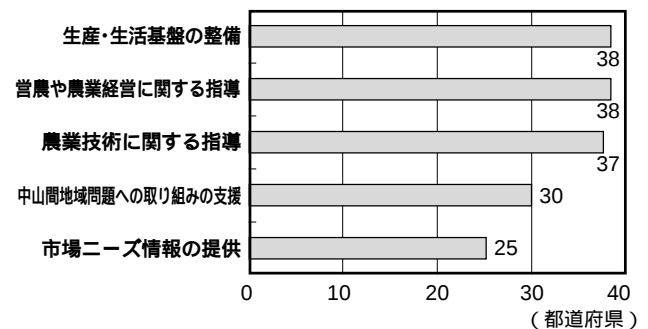
「都市住民との交流やニーズの把握」、「生活や農業基盤の整備」が有効ということが伺える。



4 農業生産活性化支援策（複数回答）

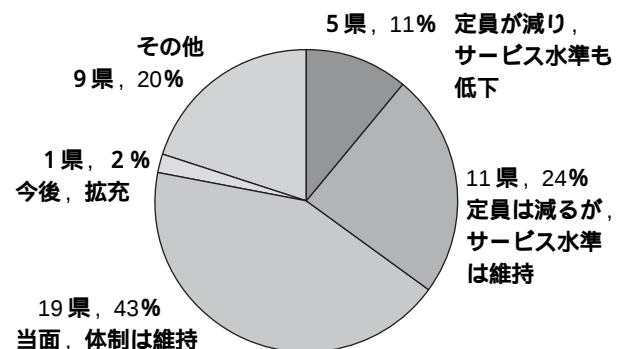
3で活性化要因として都市住民との交流やニーズの把握が上位に位置したのに対し、ここでは、インフラ整備、営農、経営、技術の指導といった言わば基礎的な生活や農業基盤の整備が中心になっている。

中山間地域の農業は、活性化するための基礎的条件がまだ未整備、ということなのであろうか。



5 今後の中山間地に対する行政対応の方向

大部分の県が、「定員は減るがサービス水準は維持」ないし「現状維持」と答え、「今後拡大される」と答えたのは1県だけであった。大部分の担当者は、本来的には「今より手厚くしていきたい」という気持ちであるものの、現実的には現状維持で手一杯、ということなのかもしれない。



（伊藤）

英国の影響評価 (規制影響評価の改正)(上)

英国では、これまで行われていた規制影響評価を改正し、2007年4月2日に新たな影響評価が必要であること及びその概要を発表し、5月11日には影響評価ツールキットを公表した。

本年6月に英国を訪問し、影響評価について調査したので、影響評価とした趣旨及び内容等について今回から2回に分けて報告する。

1. 改正の経緯

英国における規制影響評価 (Regulatory Impact Assessments,RIA) は、1997年から実施されている。これは、政府の決定であり、法律に基づくものでも議会の指示によるものでもない。

RIAは、経済的、社会的及び環境的な費用及び便益の評価の手法であり、ほとんどの提案にその実施が義務付けられていた。

英国政府は、このRIAを次のような目的で改正することとし、2006年7月に国民への協議 (public consultation) が開始された。

政策立案の中心に影響評価を組み込む

政策立案を実証する経済的な及びその他の分析の質を改善する

分析の透明性を高める

協議における意見を踏まえ、内閣府 (Cabinet Office) から2007年4月2日には、新たな影響評価 (new Impact Assessment,IA) の概要が、5月11日には、影響評価ツールキットが公表された。

2. 規制影響評価の課題

規制影響評価 (RIA) には、次の課題があった。

政策立案のための厳格な分析という基本的な目的的認識が不十分

RIAは、多くの場合規制を導入する前の最後の障害として見られており、早期の分析に適切に組み込まれていない

多くの場合根底にある問題の明確な陳述がない代替案が十分に考慮されていない

費用便益に関するデータ等の決定的に重要なデータが見つけにくい又は見当たらない

論拠及び証拠にアクセスできない

RIAが他の文書作成と重複している場合が多いガイドランスが過度にお役所的 (bureaucratic) である

3. 対応策としての新たな影響評価

これらの課題に対応して、新たな影響評価 (IA) で

は、次のような改正がなされた。

提出書類の書式を以下のとおり変更

- ・政策論拠、介入の理由に鮮明な焦点を当てる
- ・大臣宣言の改善
- ・費用便益を際立たせる
- ・事後審査の期日を特定するよう義務付け
- ・標準費用モデルの設定

新しいツールキットによる簡素化されたガイドランス

このような改正をスムーズに実施するため、内閣府では、移行のための訓練と長期のサポートを行うとともに、評価の品質保証のための経済的専門知識に関するガイドランスを強化することとしている。

4. 影響評価の手順

IAの手順について、RIAからの改正点を中心に以下に述べる。

(1) 要約書の作成

政策論拠、政府介入の理由、費用便益について、RIAでは150ページにも及ぶような書類が作成され、分かり難くなっていたのを、要約書の作成を義務付けて透明性の高い濃縮した情報を提示させることとした。

(2) 大臣宣言の回数増

RIAの手順では、担当大臣によるRIA案についての承認宣言 (署名) を議会への法案提出前等の最終段階のみとしていたが、IAの手順では、それに加えて、国民への協議に諮るIA案についても担当大臣の署名を必要とした。

その趣旨は、協議に入る前に大臣がIA案のすべてを読み、政策案の影響、費用便益をきちんと理解していることを明確にすることである。

(3) 省庁エコノミストの関与

専門家による評価 (peer review) として、大臣にIA案を説明する以前の段階から省庁所属のエコノミストに相談することを義務付け、大臣への健全な助言を行い、早い時期にエコノミストを組み入れることによって、証拠に基づいた政策を作成することとしている。

(4) IA作成段階の増

RIAにおいては、初期、中間及び最終の3段階において作成することが義務付けられていたが、IAにおいては、開発段階、選択肢段階、協議段階、最終提案段階及び審査段階の5段階において作成することとされた。

特に、審査段階IAは、政策実施後に実際の費用便益及び望んだ効果を政策が達成しているかどうかを立証するための審査であり、これまではなかった考えである。

(永山)

出張報告

千葉県政策評価制度

以下の報告は、平成 19 年 7 月に当センター永山が千葉県庁を訪問し、同県で実施している政策評価について、調査した結果を取りまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申し上げる。

1. 政策評価の目的

県が政策評価を行う目的は、簡潔に述べれば、いわゆるマネジメントサイクルを確立し、評価を施策等の改善につなげることで、職員の意識改革、県民への説明責任であり、自らよく考える組織を作るためのツールとして政策評価を捉えている。

2. 政策評価の体系

県では、平成 16 年度から、アクションプラン評価及び課所掌の基本施策評価（以下「基本施策評価」という）の 2 種類の評価を実施している。

県は、県政の中長期の基本方針である「あすのちばを拓く 10 のちから」に基づいて、毎年度、県が重点的に実施する施策等を記載したアクションプランを策定し、公表している。アクションプラン評価は、そのアクションプランに掲げられた戦略プロジェクト、重点施策及び重点事業を対象に評価するものである。それに対し、基本施策評価は、課の使命及び役割に沿って行われる施策を対象とした評価である。

この 2 つの評価は、対象とする施策等が重なっている場合もあるが、その目的とするところは異なる。アクションプラン評価によって、主に県民への説明責任を果たし、基本施策評価によって、マネジメントサイクルの確立を目指している。そして、この 2 つの評価の共通の目的は、その評価作業を通じて職員の意識改革を図ることである。

3. 政策評価の位置付け

県の予算は、原則として部ごとの枠予算であるが、施策精選（選択と集中）を進めるため、別に知事枠や、

アクションプラン記載の戦略プロジェクトを中心に配分される予算がある。

政策評価の結果をもって、担当課長が施策等の修正が必要と判断すれば、補正予算対応や事業費枠内での流用も可能である。

4. 外部評価に対する考え

県としては、上記のように評価を自らよく考える組織を作るツールとしているので、評価は内部評価、自己評価を中心にしており、外部に評価自体を任せるとは考えていない。

ただ、政策評価のチェックは必要と考えており、政策評価の客観性、統一性等の確保のため、学識経験者等により構成される政策評価委員会の意見を聴くことや、政策評価の結果を県民に公表し、意見の提出を求めるを行っている。

5. 今後の課題

職員の意識改革に関しては、アンケートを実施しており、政策評価について、17 年度は役に立った 10 パーセント、少し役に立った 47 パーセントの回答であったのに対し、18 年度はそれぞれ 15 及び 53 パーセントとその割合が高まっており、職員の理解は深まっていると考えている。しかしながら、アクションプラン評価と基本施策評価の 2 種類の評価を行っていることに對して職員に負担感があり、これを減らす方法を模索している。

そのことに関連して、施策等を類型化し、それごとに評価方法を類型化することを研究中とのことであった。

また、実感として政策評価が予算に結び付いていないとの意見があり、評価のインセンティブを制度的にどのように与えるかという課題がある。

さらに、県民の意見を求めるため、評価結果を公表しているが、これまで意見が提出されたことがないので、県民に関心を持ってもらうことが課題となっており、これまでの概要版の有償配布や出先機関での評価結果の備え付けに加え、公表方法を工夫したいとのことであった。（永山）

編集後記

「市場化テスト」、誰が考えたのか、日本では官と民とが競争入札して事業の実施担当者を決めることをさせているようですが、寡聞にして、日本にも外国にも、官と民が競争入札した実例を知りません。

行政の責任者してみれば、人員の手当てをし、施設も整備したあげく、落札できなかったでは、たまらないし、そんなリスクはおかせません。

海外のシステムやツールには、その国の行政制度、文化、国民性などの背景があり、その背景が違うのにわが国に取り入れても意味がないことがあります。海外調査にあたっては、いつもこのことを心しています。（伊藤）

AFFPRI report

平成 19 年 8 月 15 日 No.82

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三會堂ビル 9 階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>